

取組項目	経営方針3	(2)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室 関係所管課
	⑥出資法人の経営改善、自立性拡大の推進			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

県では、出資法人について平成9年度以降数次にわたり見直しを行い、これまでに、廃止または統合により26法人が減少したほか、出資法人の組織体制や県の財政的関与の縮小等を推進してきました。直近では、平成21年度に策定した「外郭団体見直し計画」（計画期間：平成21年度～平成26年度）に基づき、さらなる廃止や統合、新公益法人制度への移行、県の支援の縮小等を行ってきました。

[平成21年度以降の主な取組結果]

- (1) 法人の廃止等 出資法人の数は、2割以上減少（30団体→23団体）
- (2) 職員数の見直し 出資法人の職員は、約3割減少（910人→643人）
また、出資法人に対し県が派遣する職員は、約3割減少（110人→78人）
- (3) 累積欠損等の解消 債務超過法人は5団体→1団体に、累積欠損法人は6団体→4団体に減少

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

出資法人の存廃等に係る量的な見直しについては、「外郭団体見直し計画」等の取組の下で一定程度達成されたことから、今後は、出資法人がより効率性、柔軟性、専門性等を発揮した運営を行うよう、法人の自立性の向上に重点を置いた関与を行います。なお、経営状況に課題があり「外郭団体見直し計画」において抜本的経営見直しの方針が示された出資法人、縮小の方針が示されたものの取組未了の出資法人等については、引き続き、重点的に関与します。

また、法人の経営および県の関与に係る情報について、一層の透明性の向上を図ります。

(2) 具体的な取組内容

出資法人の経営改善等に関する県の基本的な考え方（後掲）に沿って取組を進めます。

①出資法人ごとの取組の進捗管理

出資法人への関与を行うにあたり、出資法人ごとの実施計画を定めて進捗管理を行います。

新②経営評価の実施および公表

出資法人の経営状況の把握および県の関与のあり方の検討に資するよう、毎年度、各出資法人について県および出資法人自身による経営評価を行うとともに、その内容を公表します。

新③担当職員の研修受講促進

会計や財務等の研修を受講することにより、出資法人所管課の職員の能力向上を図ります。

(3) 目標

- ・ 経営評価の実施 平成27年度から実施、公表
- ・ 県以外の者からの収入の拡大 平成30年度において平成25年度より拡大
- ・ 所管課の担当職員の会計、財務等に関する研修の受講率 平成26年度 27% → 毎年度 80%以上

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①出資法人ごとの取組の進捗管理		各法人の取組に係る進捗管理			
②経営評価の実施および公表		評価の実施および公表（毎年度）			
③担当職員の研修受講促進		研修に係る情報提供および受講の促進			

出資法人の経営改善等に関する県の基本的な考え方

I 経営改善等の必要性

出資法人（県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資し、または出捐している法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき設立された法人を除く。）をいう。以下同じ。）は、県から独立した組織としての効率性や柔軟性、機動性等を活かして県の施策目的を効果的に推進する観点から、県がその設立に関わり、これまで必要に応じて人的あるいは財政的側面から関与を行ってきました。

一方、県は、限られた資源でどのような施策をどの程度実施するかという視点で行政経営を進めることが求められており、現場のニーズに即した効率的で効果的な行政サービスを実現する観点から、不断の改革に取り組まなければなりません。

こうした中、出資法人については、平成9年度から数次にわたる見直しに取り組み、改革の成果を上げてきたところです。

県は、公共サービスの一層効果的で効率的な提供を実現する観点から、今後も、出資法人の経営改善、自立性の拡大および透明性の向上について積極的に取り組みます。

II これからの出資法人のあり方と県の関与について

出資法人と県の関与のあり方については、県民にとってより効果的かつ効率的な公共サービスの提供という観点から、次のような方向を目指します。

1 今後の出資法人のあり方

(1) 自立した経営機能の発揮

これまで出資法人は、行政が担うべき分野の拡大や業務量の増大等に対応して行政を補完、代替、支援する役割を果たしてきたことから、人的、財政的に県への依存度が大きくなる傾向にありましたが、新公益法人制度への移行を踏まえ、自主的、主体的な経営が求められるようになっていきます。

そのため、今後は、県の人的、財政的支援に過度に依存することなく、自らの経営感覚を活かせる自立した経営体に転換していくことを目指します。

(2) 環境変化に対応しうる経営の確立

近年の社会経済情勢の変化は著しく、出資法人の運営にも大きな影響を及ぼすようになっていくことから、公共的分野における民間活動の担い手として出資法人が継続的に活動を展開していくためにも、出資法人自らが社会経済情勢の変化に機敏に対応して事業の見直しを行い、出資法人の目的に沿った多様な活動を自主的かつ効果的に展開できる経営の実現を目指します。

(3) 透明性の確保

出資法人は、県組織の外部にあって業務の執行について高い柔軟性を有する反面、その活動内容等については、県民から見えにくい状況にあることから、財務状況だけでなく、組織や活動の成果なども含め、実態を県民が容易に把握できるよう、透明性の更なる向上を目指します。

2 県の関与のあり方

(1) 役割と責任の明確化

出資法人は、県から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、その経営責任はもとより経営者に帰するものですが、県の施策目的を達成するため出資法人の実施している事業について県が一定の関与を行っている場合は、県と出資法人における責任の所在が不明確になりやすいことから、県は、人的、財政的関与の縮小を図るとともに、あらかじめ出資法人との役割分担とそれぞれの責任を明確にします。

(2) 適切かつ効果的な連携協力関係の構築

県は、出資法人の自主性や主体性を尊重しつつ、効果的に目的が達成できるよう、出資法人との連携、協力を図ります。

(3) 経営状況の的確な把握

県は、出資者として出資法人が抱える課題に対して迅速に対処する必要があるため、監査、報告徴収その他の手段によりその経営状況を適時的確に把握、評価するとともに、県民にもその状況をわかりやすく伝えます。

III 出資法人の経営改善の推進

出資法人が公共的活動の担い手としてその役割を發揮していくためには、健全な財務状況を確保しつつ、より効果的かつ効率的な活動が展開できるよう出資法人の経営改善を推進することが必要

です。

このため、県は、出資法人の自主性を尊重しつつ、出資者として次の事項について、出資法人への要請も含めて取り組みます。

1 自主的・自立的経営の推進

(1) 組織体制

① 出資法人が県から独立した経営機能を発揮するためには、県の人的関与を可能な限り縮小する必要があることから、出資法人の代表者への知事および副知事の就任については、事業を円滑に推進していくためやむを得ない場合を除き、原則として廃止する方向で引き続き見直します。

また、県職員の出資法人への派遣については、出資法人の要請に基づき必要最小限の範囲にとどめることとするほか、県退職職員の役職員への就任についても、出資法人の要請に基づくことを基本とするとともに、その透明性の確保に努めます。

さらに、外部から専門性や経験に優れた人材を出資法人の役職員に積極的に登用する取組も促します。

② 出資法人の経営状況等の正確な把握を行うためには、財務諸表の適正性の確保が前提となることから、出資法人による財務諸表の作成等に当たり、公認会計士その他の企業会計等に通じた者による監査、確認、指導または助言を受けることとなるよう取り組みます。

(2) 財政基盤の強化等

① 出資法人の自主性を高めるためには財政の自立性を高めることが必要不可欠であり、出資法人の継続的な活動を確保する観点からも、県の補助金等や受託事業による財政支援に過度に依存しない財務体質を確立することが極めて重要です。

このため、公益法人制度改革による税制優遇措置を活用した民間資金の導入や事業収入の確保等を積極的に推進し、補助金等による県の財政的関与を縮小していくとともに、基本財産等法人経営の基礎となる財産についても民間資金の積極的な導入により財政基盤の強化が図られるよう取り組みます。

② 出資法人に対して公的支援を行う場合には、出資法人の債務に関する損失補償（道路公社および土地開発公社に対する債務保証を含む。以下同じ。）は、これを行わないことを原則とします。ただし、他の方策による公的支援では対応困難であるなど、真に必要なやむを得ず行う場合には、損失補償契約の内容、損失補償を行う特別の理由、対象債務の返済の見通し、損失補償を行っている債務を当該地方公共団体が負うことになった場合の影響等を、議会・住民等に明らかにするものとします。

③ 出資法人に対する短期貸付け（同一年度に貸付けと返済の双方が行われる貸付けをいう。）を反復継続して実施している場合には、当該出資法人が県からの借入れの縮小に取り組むことを基本として、早期に改善するよう努めるものとします。

④ Ⅲ 5 に規定する重点的に関与を行う出資法人について財政的・人的支援を継続する場合には、県の支援の上限や期限、支援を再検討する要件等の取決めについて検討を行います。

2 経営見通しと目標を明らかにした経営計画の策定

出資法人が健全な経営を確保し、自らの目的に沿ってその活動を効果的に展開していくためには、将来的なあり方も含め、中長期的な視点をもって経営に当たることが極めて重要です。

このため、出資法人において経営全般にわたる中長期的な目標とそのための取組を明らかにした3年から5年程度の計画を策定するとともに、それをもとに、毎年度、具体的な年度目標を定めて効果的な経営が行われるよう取り組みます。

3 経営評価の実施

より効果的な事業展開を行うためには、活動の成果を適切に把握、評価し、次の取組に活かしていくマネジメントサイクルを確立することが極めて重要です。

このため、中長期的な計画や毎年度の目標をもとに、出資法人自らが経営状況や活動状況等について点検評価し、達成度や課題等を明らかにして改善につなげるため、経営評価を実施するよう取り組みます。

また、県としても、出資法人の経営状況や活動の実態、点検評価の結果などを適切に把握し、その内容について経営評価において出資者として評価し、必要な対応を行います。

4 情報公開の推進

県が関与している出資法人については、財政健全化法の施行などを背景として県民の関心も高

まっていることから、出資法人の活動状況や財務状況のほか、経営評価なども含め、出資法人自らがインターネットなど様々な媒体を用いて積極的に情報を提供するよう取り組みます。

また、県としても、出資法人に関与している立場から、その状況を総括的に県民に分かりやすく情報提供します。

5 重点的な関与の対象となる出資法人

次に該当する出資法人については、県民ニーズに即して必要な行政サービスを効果的、効率的に提供する観点および県財政への影響を回避する観点から、県は、出資法人が役割の見直しや経営状況の改善に向けて積極的に取り組むこととなるよう、重点的に関与を行います。

- (1) 現在の社会や県民のニーズに十分適合しないもの
- (2) 出資法人以外の者により適切に代替されうるもの
- (3) 公共性または公益性に乏しいもの、これらが著しく低下したもののその他の県が支援を行う政策的必要性の低いもの
- (4) 他の事業手法と比べて費用対効果に乏しいもの
- (5) 債務超過であるもの
- (6) 「外郭団体見直し計画」の終了後も継続して経営状況や取組の状況を注視する必要がある次のもの
 - ① 上記計画において「抜本的経営見直し」とされたもの
 - ② 上記計画において「縮小」とされた出資法人で、取組が未了であるもの

IV 経営改善等を進めるに当たって

1 出資法人採用職員の雇用問題への対応

出資法人の経営改善等に伴う出資法人採用職員の雇用問題については、県から独立した経営体として、当該出資法人が主体的に対応することが基本となりますが、設立や運営に県が相当の関与をしてきた出資法人については、職員の再就職等に向けた出資法人の取組に対し、県民の理解が得られることを基本に、全庁横断的に県として可能な方策を検討し、計画的に取り組めます。

2 改革の推進に向けた仕組みの構築

出資法人の経営改善等は、出資法人の主体的な取組として行われるべきものですが、着実に進めていくためには、各出資法人の理解と協力を得ながら、出資者として必要な対応を行う必要があります。共通した課題も想定されることから、県全体としての方針をもとに、進行管理や先進的な取組事例など、情報の共有化を行いながら取組を推進する体制を整備し、効果的に改革を進めます。

3 制度等の枠組みにとらわれない改革の推進

出資法人の中には、法律や国の方針等をもとに、全国的な枠組みとして各都道府県に設置されているものがありますが、出資法人の実態等から見直しが必要なものについては、そうした制度等の枠組みにとらわれることなく、国等関係団体に積極的に提案をするなど、あくまでも県民の視点に立って改革を進めます。

4 機動的な計画の見直しの実施

出資法人のあり方については、社会情勢等の変化に対応して適時に見直しを行う必要があることから、活動内容や経営の実態等を踏まえ、計画を機動的に見直して取組を進めます。

各出資法人に係る計画

1 公益財団法人 滋賀県環境事業公社

出資法人の基本的な方針						
「クリーンセンター滋賀」の運営について、平成 28 年度までは現中期経営計画に基づく取組を継続し、それ以降の施設運営のあり方については、平成 28 年度に県が策定する「第四次滋賀県廃棄物処理計画」で示す将来的な県の産業廃棄物処理の方向性を踏まえ、平成 29 年度以降を対象とした次期中期経営計画で定めます。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目標
① 現中期経営計画の目標を達成します。[出資法人]	中期経営計画に基づく取組の実施 →					<ul style="list-style-type: none"> 自己資本比率 平成 25 年度 28.7% → 平成 28 年度 50%以上
② 平成 28 年度に策定する第四次廃棄物処理計画において、県内の産業廃棄物の将来推計結果等を踏まえ、公的関与による産業廃棄物処分場の将来的なあり方について方向性を定めます。[県] 併せて、出資法人に対する県の支援のあり方等をこの作業の過程で検討します。[県]	基本調査の実施 →	次期廃棄物処理計画における方向性、県の支援のあり方等の検討 →				<ul style="list-style-type: none"> 県出えん額 平成 25 年度 9.5 億円 → 平成 28 年度 5.6 億円 将来的なあり方についての方向性決定および県の支援のあり方等の決定 平成 28 年度
③ 県が策定する第四次廃棄物処理計画の内容を踏まえ、次期中期経営計画を策定します。[出資法人]			次期中期経営計画の策定 →	次期中期経営計画に基づく取組の実施 →		<ul style="list-style-type: none"> 中期経営計画の策定 平成 28 年度
④ 廃棄物処理料金体系の再構築を行います。[出資法人]		料金体系の再構築 →				<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理料金体系の再構築 平成 27 年度
⑤ 排水処理の効率化、次期施設整備計画の検討を行います。[出資法人]		排水処理の効率化、次期施設整備計画の検討 →				<ul style="list-style-type: none"> 排水処理の効率化、次期施設整備計画の検討 平成 28 年度に策定する次期中期経営計画に反映

2 一般社団法人 滋賀県造林公社

出資法人の基本的な方針		(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
平成 23 年成立の特定調停により債務を整理しましたが、林業採算性の悪化傾向に歯止めはかかっていません。一方で、森林の持つ水源涵養機能や県土保全機能等の発揮に対するニーズは増大傾向にあります。経営理念「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり」に基づき、公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備の推進、収益性の高い木材の生産と販売を推進し、健全な公社経営を確保します。							
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標	
① 次期中期経営改善計画を策定します。〔出資法人〕		次期中期経営改善計画の策定	次期中期経営改善計画に基づく取組の実施				・ 中期経営改善計画の策定 平成 27 年度 ・ 県の支援のあり方（方向性）等の決定 平成 27 年度
② 分収造林契約の変更について、引き続き粘り強く取り組み、伐採への影響を最小限にとどめるよう努めます。〔出資法人〕		取組方針の検討	取組の実施				
③ 水源涵養機能や県土保全機能等の持続的発揮に配慮しつつ、契約変更の状況も加味した効果的な伐採を行います。〔出資法人〕		契約変更の状況も加味した効果的な伐採の実施					
④ 平成 27 年度から始まる伐採に係る事業量等を勘案し、県の支援のあり方（方向性）等について検討します。〔県〕		県の支援のあり方等の検討	検討結果に沿った支援の実施				
⑤ 森林の状況や路網の整備状況を精査の上、定期的に事業地の採算性判定を実施し、その結果を踏まえて分収造林契約の変更等や効果的な伐採に向けて取り組みます。〔出資法人〕		採算性判定の実施	判定結果を踏まえた取組の実施				

3 公益財団法人 滋賀食肉公社

出資法人の基本的な方針		(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
食肉センターにおける HACCP（高度な衛生管理）の運用により、消費者のニーズに対応した安全安心な畜産物の安定的な供給と県産食肉のブランド向上に努め、県内外からの集畜を進め、と畜頭数の増加を図ります。							
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標	
① 食肉センターでと畜業務を行う株式会社滋賀食肉市場と連携し、県内外からの集畜によると畜頭数の増等の収益増加策や、と畜日の見直し等による管理経費の削減に取り組みます。〔出資法人〕		経営改善策の実施					・ 単年度事業活動収支の黒字化の達成 平成 28 年度 ・ 県の支援のあり方等の決定 平成 27 年度
② 県の支援のあり方等について、外部専門家を交えた経営研究会を設置して検討します。〔県〕		研究会設置、県の支援のあり方等の検討	検討結果を踏まえた支援の実施				

4 株式会社 滋賀食肉市場

出資法人の基本的な方針						
食肉センターにおけるHACCP（高度な衛生管理）の運用により、消費者のニーズに対応した安全安心な畜産物の安定的な供給と県産食肉のブランド向上に努め、と畜頭数の増加を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 食肉センターの施設管理運営を行う公益財団法人滋賀食肉公社と連携し、県内外からの集畜によると畜頭数の増等の収益増加策や、と畜日の見直し等による管理経費の削減に取り組みます。[出資法人]			経営改善策の実施			<ul style="list-style-type: none"> ・単年度損益の黒字化の達成 平成 28 年度 ・県の支援のあり方等の決定 平成 27 年度
② 県の支援のあり方等について、外部専門家を交えた経営研究会を設置して検討します。 併せて、短期貸付の改善について検討します。[県]		研究会設置、県の支援のあり方等の検討	検討結果を踏まえた支援の実施			

5 公益財団法人 滋賀県文化振興事業団

出資法人の基本的な方針						
長年の経験により培った幅広いノウハウを活かすとともに、文化事業や希望が丘文化公園の社会教育事業の専門的人材を活かした事業展開を行い、収益の増加を図ります。併せて、文化事業に取り組む県内のもう1つの出資法人である（公財）びわ湖ホールと、当法人の文化芸術部門との統合を含め、法人のあり方について方針を決定します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 希望が丘文化公園の来園者数の拡大により収益の増加を図ります。[出資法人]			開園日、開園時間の拡大等			<ul style="list-style-type: none"> ・希望が丘文化公園の来園者数 平成 25 年度 834,120 人 → 平成 30 年度 930,000 人
② 法人の文化芸術部門と（公財）びわ湖ホールとの統合を含め、法人のあり方について方針を決定します。[出資法人]		方針の検討、調整、決定	方針に基づく対応			<ul style="list-style-type: none"> ・出資法人のあり方についての方針の決定 平成 27 年度
③ 県の文化行政における出資法人のあり方、県の支援のあり方等について検討します。[県]		文化行政における出資法人のあり方等の検討	検討結果を踏まえた対応			<ul style="list-style-type: none"> ・県の文化行政における出資法人のあり方等の決定 平成 27 年度

6 滋賀県土地開発公社

出資法人の基本的な方針						
「滋賀県土地開発公社のあり方に関する方針」（平成26年3月策定）および第2期中期経営計画（計画期間：平成26年度～平成30年度）に基づき、新名神高速道路用地取得や滋賀竜王工業団地分譲など主要事業を継続するとともに、引き続き長期未利用地の活用の取組や県等からの測量、用地取得等のあっせん事業の受託を推進します。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 新名神高速道路用地の取得、滋賀竜王工業団地の分譲に取り組み、併せて県等からのあっせん事業を積極的に受託し、健全経営を目指します。〔出資法人〕	【新名神】 地図訂正、用地測量・調査		用地交渉			<ul style="list-style-type: none"> ・新名神高速道路用地取得 平成25年度0% → 平成29年度80% ・滋賀竜王工業団地分譲 平成30年度までを目途に分譲
	【竜王】 造成工事		分譲地引渡し	残余地の活用方策の検討		
② 公社所有の長期未利用地について、県が活用方策を公社とともに検討し、早期に買い戻すことにより短期貸付の縮小を目指します。〔県〕			具体的利活用方策の検討 早期買い戻しによる短期貸付の縮小			<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画の策定 平成30年度
④ 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕				次期中期経営計画の策定		

7 公益財団法人 淡海文化振興財団

出資法人の基本的な方針						
ファンドメニューの多様化、ファンドレイジングの強化により多様な資金調達に取り組み、自主財源の拡充に努めます。また、社会経済情勢の変化やニーズに対応した事業見直し（事業評価）に取り組み、多様な活動が効果的に展開できる経営を目指します。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 民間寄付による基金である「未来ファンドおうみ」のメニューの多様化、賛助会員制度の導入等により、多様な資金調達に取り組みます。〔出資法人〕	中期経営計画の策定		賛助会員制度導入			<ul style="list-style-type: none"> ・賛助会員数 平成26年度0人 → 平成30年度300人
			ファンドレイジングの強化			
② 「未来ファンドおうみ」の助成事業、おうみ未来塾のあり方の見直しのほか、人材育成や活動成果の公表等、各種の事業見直しに取り組みます。〔出資法人〕	中期経営計画の策定	活動成果のインターネットによる公表				<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業および未来塾のあり方見直し ・(仮称) 滋賀県市民活動活性化研究会の設置、検討 平成27年度
		助成事業のあり方見直し	結果の反映			
		未来塾のあり方見直し	結果の反映			
③ (仮称) 滋賀県市民活動活性化研究会を設置して多様な主体との協働促進、中間支援組織等の育成・強化を図り、より効率的な事業実施体制を整備します。〔県〕		マネジメント人材育成、事務力強化、相互交流の場の提供				
		(仮称) 滋賀県市民活動活性化研究会の設置	事業展開			

8 公益財団法人 びわ湖ホール

出資法人の基本的な方針						
我が国の舞台芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場を目指すとともに、県民の誰もが気軽に訪れることができる親しみやすい劇場を目指し、また、劇場等や演奏団体との相互連携、地域における実演芸術の振興、人材の養成・確保、学校教育との連携などに積極的に取り組むことで、利用者の拡大による自主財源の拡充を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 魅力的な事業を展開し、友の会会員の拡大を図ります。〔出資法人〕		企業訪問の強化・HPの刷新等				・特別会員口数 平成 25 年度 107 口 → 平成 30 年度 160 口以上
② 事業評価等を活用し、自主事業の入場率の拡大を図ります。〔出資法人〕		公演内容の充実、効果的情報発信				・自主事業の入場率 過去 10 年間での平均 79.0% → 毎年度 80 %以上
③ (公財) 滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門との統合(検討中)や他団体等との連携により、それぞれのノウハウやチャンネルなどを活用し、効果的な運営を図ります。〔出資法人〕		舞台芸術振興に向けた幅広い連携の模索				・他団体等連携事業数 平成 25 年度 8 事業 → 毎年度 10 事業以上
		他団体等連携事業の推進				
④ 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		次期中期経営計画の策定	次期中期経営改善計画に基づく取組の実施			・中期経営計画の策定 平成 27 年度
⑤ 県の文化行政における出資法人のあり方、県の支援のあり方等について検討します。〔県〕		文化行政における出資法人のあり方等の検討	検討結果を踏まえた対応			・県の文化行政における出資法人のあり方等の決定 平成 27 年度

9 公益財団法人 国際湖沼環境委員会 (ILEC)

出資法人の基本的な方針						
平成 26 年度策定の経営改善計画に基づき、環境教育出前講座や水・環境系学会等との連携事業など ILEC の知名度向上に向けた新規事業を実施するとともに、世界湖沼会議の収支改善を図るなど、財団の効率性や財務状況の改善に努めます。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 施設運営管理費を削減します。〔出資法人〕	経営改善計画の策定		支出の削減			・運営管理費 毎年度 平成 19 年度から平成 23 年度までの平均より 200 万円以上の削減
② 専門性を発揮して JICA や県が実施する海外技術協力事業等の受託に努めます。〔出資法人〕	経営改善計画の策定		受託収入の増加			・受託収入 毎年度 平成 19 年度から平成 23 年度までの平均より 100 万円以上の増収
③ 次期中期経営改革方針を策定し、目標を定めて事業を実施します。〔出資法人〕			次期中期経営改革方針の策定		取組の実施	

10 公益財団法人 滋賀県緑化推進会

出資法人の基本的な方針						
現在、出資以外には県からの財政的・人的支援を受けることなく運営しています。引き続き、次の方針に基づき運営します。						
①自主・自立性のある経営を維持・継続する。 ②県民等の意向を尊重しつつ、県行政と相互補完または相乗効果を図る一体的な事業実施および個別事業の見直しを行う。 ③公益財団法人として透明性の高い経営を推進する。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① インターネットを活用した募金、緑の少年団等との協働による募金など、積極的な普及・啓発活動により県民、企業、団体等の緑化意識を高め、緑の募金の額を拡大します。〔出資法人〕			普及・啓発活動等による緑化意識の向上			<ul style="list-style-type: none"> ・緑の募金額 平成 25 年度 44,706 千円 → 毎年度 60,000 千円 ・中期経営計画の策定 平成 30 年度
② 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕				次期中期経営計画の策定		

11 公益財団法人 糸賀一雄記念財団

出資法人の基本的な方針						
財団の自主的・主体的な運営に向けた対応として、独自事業、賛助会員の拡大等による自主財源の確保、他団体との連携協力による事務局体制の強化などについて平成 27 年度に経営計画を策定し、平成 28 年度以降取り組みます。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 新たに中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施			<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画の策定 平成 27 年度 ・賛助会員数 平成 30 年度において平成 26 年度より増加
② 若い人や福祉関係以外の人に対する発信力の強化、福祉現場や研究者などにとって魅力的な事業の展開など、表彰事業以外の独自の取組について検討を進め、賛助会員の拡大を図ります。〔出資法人〕			発信力の強化、魅力的な事業の展開			
			賛助会員の拡大			
③ 財団の周知について、SNS の活用等による効果的な情報発信を図ります。また、財団事業の企画・運営について他団体との連携協力体制を整え、効率的な事業展開を図ります。〔出資法人〕			他団体との協力体制の構築			
④ 県の呼びかけにより多くの団体・個人からの寄付を得て財団が設立された経緯を踏まえ、財団運営等に対する協力を広く関係者に働きかけるとともに、財団が進める検討や取組に積極的に参画・協力します。〔県〕			出資法人の行う検討等への積極的参加・協力			
			関係者への財団運営等に対する協力の働きかけ			

12 一般財団法人 滋賀県動物保護管理協会

出資法人の基本的な方針						
平成 35 年度に収容頭数を半減するとの県の目標を踏まえ、今後重要となる終生飼育や災害時のペット同行避難に係る飼養者等への啓発活動に重点をおいた事業を実施することを通じて、賛助会員を拡大するなどし、自主財源の確保を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 新たに中期経営計画を策定します。[出資法人]		中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施			<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画の策定 平成 27 年度
② 普及啓発活動の拡大 終生飼養、災害時のペット同行避難に係る飼養者への啓発活動を強化し、賛助会員の拡大を図ります。[出資法人]		方針の決定	普及啓発活動の実施			<ul style="list-style-type: none"> ・賛助会員数 平成 26 年度 135 → 平成 30 年度 180 ・啓発活動 平成 25 年度 29 回（災害時ペット同行避難に係る啓発 0 件） → 平成 28 年度以降 毎年度延べ 80 回実施
			賛助会員の募集			

13 公益財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター

出資法人の基本的な方針						
自主衛生管理に係る啓発事業、金融および経営に通じた職員による経営相談、生活衛生同業組合に対するセンターの専門性を発揮した指導助言等を重点的に行うことを通じて、関係者等からの出資による経済的基盤の強化を図ります。併せて、自主財源の確保策の検討を行います。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 新たに中期経営計画を策定します。[出資法人]		中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施			<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画の策定 平成 27 年度
② 事業者における自主衛生管理を推進するとともに、経営健全化等に係る支援業務を強化し、新規開設者のためのマニュアルの作成や相談・指導業務の充実を図ることを通じて、関係者等による出資の拡大に取り組みます。併せて、自主財源の確保のため、自主事業の拡大について検討します。[出資法人]		理美容、食品事業者のマニュアル作成	クリーニング業のマニュアル作成	旅館業のマニュアル作成		<ul style="list-style-type: none"> ・県以外の者からの出資の比率 平成 26 年度 60% → 平成 30 年度 70%
		出資の拡大のための働きかけ				
		相談・指導業務の充実				

14 公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ

出資法人の基本的な方針						
平成 26 年度末に策定する「第三期中期経営計画」（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）に基づき、外部資金等の獲得その他の効率的な運用を推進します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 国等の外部資金や補助金、助成金等の積極的な獲得に努め財務基盤の安定を図るとともに、中小企業等の支援に活用します。〔出資法人〕			支援、申請			<ul style="list-style-type: none"> 研究開発プロジェクト申請件数 平成 26 年度 6 件 → 平成 27 年度から平成 30 年度までに 28 件
② 第三期中期経営計画での目標の達成〔出資法人〕	第三期中期経営計画の策定		中期経営計画に基づく取組の実施			

15 公益財団法人 滋賀県陶芸の森

出資法人の基本的な方針						
陶芸の森の施設が持つ機能と、これまで培ったノウハウやネットワークを十分活用し、陶芸の森から信楽のまちなかへの人の誘導、世界に向けた情報の発信、次世代の陶芸ファンの育成等を通じて、利用者の拡大等による自主財源等の拡充や事業の効果的な実施を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 各種イベント誘致、展覧会の開催、子どもたちの作陶体験事業、アーティスト・イン・レジデンス事業での国際的ネットワークの構築、適切な公園の維持管理等を実施し、利用者の拡大を図ります。〔出資法人〕			講座やイベントの開催等			<ul style="list-style-type: none"> 来園者数 平成 25 年度 338,391 人 → 平成 30 年度 35 万人/年 中期経営計画の策定 平成 27 年度
② 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		次期中期経営計画の策定	次期中期経営計画に基づく取組の実施			

16 公益社団法人 びわこビジターズビューロー

出資法人の基本的な方針						
滋賀県における「観光交流」の振興を担う中核的組織として、「観光交流を通じて活力ある地域社会の実現を目指す」という基本方針に沿った取組を展開することを通じて、自主財源の拡充と事業の効率的な実施を図るとともに、公益社団法人として透明性の高い経営を推進します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 会費の見直し、広告収入の確保、事業負担金の拡大を図り、自主財源の拡充に取り組みます。〔出資法人〕		会費の見直し、広告募集、事業負担金の拡大 →				<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトの広告収入 平成 30 年度において平成 25 年度より 50%増 ・会員数 平成 30 年度において平成 25 年度より 5%増
② 平成 27 年度を始期とする中期経営計画に基づき、引き続き民間の意見を取り入れ、経営感覚を活かした運営を行います。〔出資法人〕	中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施 会員同士の連携の強化等 →				
③ 社団法人として自立的な運営を促すため、観光事業者の自主的、積極的な参画を考慮した効率的な事業展開を支援します。〔県〕		魅力ある事業展開の提案と支援 →				

17 公益財団法人 滋賀県国際協会

出資法人の基本的な方針							
自主財源の拡充に努めるとともに、事業の見直しや他団体と連携した事業の実施等により、経費節減および効果的な事業の実施を図ります。							
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標	
① 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		次期中期経営計画の策定 →	次期中期経営計画に基づく取組の実施 →				<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画の策定 平成 27 年度 ・他の助成団体との連携による事業の実施 平成 27 年度から開始
② 民間団体活動促進事業について、自主財源での団体助成に代えて、他の助成団体と連携した効率的な事業を実施するよう見直します。〔出資法人〕		事業の見直し →					
③ 他団体との連携や県民ボランティアの参画等を考慮した効果的、効率的な事業展開を支援します。〔県〕		事業の提案、支援の実施 →					

18 パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社

出資法人の基本的な方針						
設立以来、出資以外には県からの財政的・人的支援を受けることなく運営しており、障害者雇用実績も拡大していることから、引き続き健全な経営状況を維持しながら、重度障害者の雇用を行います。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 出資法人における重度障害者の多数雇用を維持します。〔出資法人〕		重度障害者の雇用				<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用者数 (かつこ内は重度障害者) 平成 26 年度 31 人(21 人) → 平成 30 年度 33 人(22 人)
② 重度障害者雇用モデル事業所として、工場見学や実習を受け入れるとともに、県および関係機関の行う雇用促進のための啓発事業に積極的に協力します。〔出資法人〕		実習や見学の受入れ、講演等の啓発活動の継続				

19 公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金

出資法人の基本的な方針							
次代を担う優れた農林漁業の人材の確保育成と農用地の利用の効率化および高度化等を推進する活動を、県や関係機関等と連携しつつ、より効果的、効率的に実施します。							
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標	
① 新たに中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施				<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期経営計画の策定 平成 27 年度 ・ 参加者負担金等の導入 平成 27 年度 ・ 農地中間管理事業に係る、関係機関と連携した効果的、効率的な事業の実施 平成 27 年度から開始
② 参加者負担金等を導入し、自主財源を拡充します。〔出資法人〕		参加者負担金等の導入					
③ 就農者等の育成・確保に係る事業について、より効果的な実施に向けて見直しを行います。〔出資法人〕		事業の見直し	見直し結果の反映				
④ 農地中間管理事業について、関係機関等との協議を進め、効果的、効率的な業務を実施します。〔出資法人〕		関係機関と連携した事業の実施					

20 一般社団法人 滋賀県畜産振興協会

出資法人の基本的な方針						
関係機関および会員との連携を一層強化し、国の補助委託事業を活用して各種施策を推進する観点から、運用型基金の活用方や畜産農家に対する効果的・効率的な指導支援体制を検討します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 運用型基金の有効活用方策（補助金制度への変更等）を検討します。〔出資法人〕		有効活用方策の検討	有効活用方策の実施			<ul style="list-style-type: none"> 運用型基金の活用方策の決定 平成 28 年度 畜産農家に対する指導支援体制の決定 平成 28 年度
② 畜産農家に対する効果的・効率的な指導支援体制（既存事業の見直し、事務局受託畜産 5 団体への支援体制の見直し等）を検討します。〔出資法人〕		効果的・効率的な指導支援体制の検討	検討結果の反映			

21 公益財団法人 滋賀県水産振興協会

出資法人の基本的な方針						
県の栽培漁業基本計画に基づき、県および関係団体と連携を密にして、協会施設（琵琶湖栽培漁業センター等）を最大限に活用して稚魚の効果的かつ効率的な生産・放流を行います。また、湖辺の農業者の協力を得た資源添加と放流魚の再生産効果に主眼をおいた事業を推進して、効率的な水産資源の増大に取り組みます。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 新たに中期経営計画を策定し、これに基づく取組を実施します。〔出資法人〕 <ul style="list-style-type: none"> 種苗の効率的生産と余剰種苗の分譲により、自主財源を拡充します。 基幹事業であるニゴロブナおよびホンモロコシの増殖事業について、県と連携し、水田の活用促進により資源培養の効率化を図ります。 再生産効果の高い放流方法を検討し、効率的な再生産の増大を図ります。 		中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施			<ul style="list-style-type: none"> 中期経営計画の策定 平成 27 年度 分譲による収入 平成 30 年度において平成 26 年度より増加 資源増殖、再生産の効率化

22 公益財団法人 滋賀県建設技術センター

出資法人の基本的な方針						
<p>公共工事の品質確保等を目的とした法令が改正され(平成26年6月)、適正化指針(平成26年9月閣議決定)では、市町等への積極的な協力、支援や、発注関係事務を適正に実施できるよう外部機関の活用に言及されたところです。また、道路法改正等に伴う「橋梁等点検」が義務付けられ、市町からセンターへの支援要請があることから、センターの体制整備や職員の資質向上を図りつつ、市町への業務支援の充実を図り、引き続き自立性のある経営を維持します。</p>						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
<p>① 橋梁等点検業務や積算等、市町からの受託の拡大を図ります。[出資法人] また、市町職員の研修受講者の意見を反映させ、研修の充実を図ります。</p>		<p>受講者アンケートの実施</p>	<p>市町支援業務の充実</p> <p>研修への反映、充実</p>			<ul style="list-style-type: none"> 橋梁等点検業務受託市町数 平成25年度 0市町 → 平成30年度 15市町 経常収益に占める市町からの積算等の受託収益の割合 平成25年度 14% → 平成30年度 50%以上
<p>② 橋梁点検結果の適正な管理に資する橋梁データベースシステムを構築し、市町との情報共有を図ります。[出資法人]</p>		<p>システムの構築</p>	<p>市町との情報共有</p>			<ul style="list-style-type: none"> 研修受講者に占める市町職員の割合 平成25年度 25% → 平成30年度 30%以上
<p>③ 次期中期経営計画を策定します。[出資法人]</p>			<p>次期中期経営計画の策定</p>	<p>次期中期経営計画に基づく取組の実施</p>		<ul style="list-style-type: none"> システム利用市町数 平成25年度 0市町 → 平成30年度 15市町(橋梁点検受託市町のすべて) 中期経営計画の策定 平成28年度

23 滋賀県道路公社

出資法人の基本的な方針						
<p>琵琶湖大橋有料道路については、現許可における料金徴収期間は平成33年度までですが、財務状況のみで判断すると既に償還が可能な状況にあります。今後の建設有料事業の運営と維持管理について、「琵琶湖大橋有料道路のあり方に関する研究会」の「まとめ」を参考に県として方針を示すこととしており、当該方針を踏まえて対応します。</p>						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
<p>① 現在検討を進めている琵琶湖大橋有料道路のあり方の方針を踏まえて対応します。[出資法人]</p>	<p>琵琶湖大橋有料道路のあり方の方針決定</p>		<p>琵琶湖大橋有料道路のあり方の方針の内容を踏まえて対応</p>			

24 公益財団法人 滋賀県体育協会

出資法人の基本的な方針						
生涯スポーツの充実と競技力の総合的な向上を図るため、幼児から高齢者までの利用者が満足できる質の高い事業を実施するとともに、県と共に滋賀県競技力向上対策本部の中核として、本県の競技力向上を図ることを通じて、指定管理施設の利用者の拡大や賛助会員の拡大等により自主財源を拡充し、併せて経費削減を進めます。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		次期中期経営計画の策定	次期中期経営計画に基づく取組の実施			・ 中期経営計画の策定 平成 27 年度
② 指定管理施設での利用促進、賛助会員の拡大等により、自主財源を拡充します。〔出資法人〕		指定管理施設でのスポーツ振興事業等の拡大、見直し	賛助会員の募集			・ 指定管理施設の利用者数 平成 25 年度 933 千人 → 平成 30 年度 938 千人 ・ 賛助会員数 平成 25 年度 196 → 平成 30 年度 225
③ 安全、快適で県民から信頼される施設運営に努めるため、研修会、講習会を利用して職員の資質向上を図り、施設の利用者の拡大を図ります。〔出資法人〕		研修等への職員の積極的参加				・ 維持管理費 平成 30 年度において平成 26 年度より縮小
④ 業務の見直しや新電力への移行を行った事業所の検証を行い、さらにLED導入などを検討し、維持管理費の削減を目指します。〔出資法人〕		新電力への移行(1施設)・LED導入検討	委託業務の見直し、共通業務の一括管理の検討			
⑤ 滋賀県競技力向上対策本部の中核として、競技力向上推進計画に基づき事業を実施します。〔県・出資法人〕	競技力向上基本計画策定、対策本部設置	競技力向上対策本部の運営 競技力向上推進計画策定	選手の育成強化指導体制の充実、拠点の構築等			

25 公益財団法人 滋賀県文化財保護協会

出資法人の基本的な方針						
これまで培ってきた信頼や人材、ノウハウを活かして、公共事業等に伴う発掘・整理調査の受託による経営の安定や、指定管理施設の利用者の拡大により自主財源の拡充を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 安土城考古博物館の入館者数の減少傾向に歯止めをかけるべく、考古と城郭・信長に関する他館にはない魅力のある企画・展示等を実施します。〔出資法人〕		独自性のある企画・展示等の実施				・ 年間入館者数 平成 25 年度 44,343 人 → 平成 30 年度 5 万人
② 次期中期計画を策定します。〔出資法人〕				次期中期計画の策定	次期中期計画に基づく取組の実施	・ 中期計画の策定 平成 29 年度

26 公益財団法人 滋賀県暴力団追放推進センター

出資法人の基本的な方針						
平成 25 年 2 月に国家公安委員会から適格都道府県センターに認定され、暴力団組事務所の使用差止請求訴訟をセンターの主導で行う体制が整ったことから、今後とも警察との連携を密にし、暴力団組事務所撤去活動の積極的推進を通じて賛助会員を拡大することで、自主財源の拡充による経営の自立を目指します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 新たに中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		中期経営計画の策定 →	中期経営計画に基づく取組の実施 →			<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画の策定 平成 27 年度 ・賛助会員数 平成 25 年度 249 社 → 平成 30 年度 300 社
② 事業所等における講習のニーズに対応し、警察と連携した講習の実施等を通じて賛助会員の拡大を図ります。〔出資法人〕			各種事業を通じた賛助会員の募集 →			